

## 成績評価並びに単位の認定に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、成績評価並びに単位の認定に関する規程（以下、「規程」という。）第10条第1項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(筆記試験受験上の注意事項)

第2条 規程第4条第2項に定める筆記試験受験上の注意事項は次のとおりとする。

- (1) 受験資格の有無を事前に確認して臨む。
- (2) 名札を着用する。
- (3) 携帯電話の電源を切る。
- (4) 机の中、机の周りは整理して何も置かない。
- (5) 試験開始5分前に学籍番号順に着席し、机上にはシャープペンシル又は鉛筆と消しゴムのみを置く。
- (6) ティッシュペーパー、ハンカチを机上に置く場合は試験監督者に申し出て、試験開始前に点検を受け許可を得る。
- (7) 遅刻をした場合、試験開始時刻から20分経過時までに試験会場に入室した場合は受験できる。
- (8) 試験の開始、終了時刻は教室の時計による。
- (9) 試験途中の退室は50分以上の試験科目の場合は30分経過時以降認めず。
- (10) トイレ使用のため途中退室をする場合は職員が付き添い、トイレ使用后試験会場への再入室を認める
- (11) 体調不良で途中退室した場合は再入室できない。
- (12) 不正と監督者が判断した行為を行った場合、退室を命じられ、その試験は無効となる。
- (13) その他、監督者の指示がある場合はそれに従うこと。

(追試験実施条件)

第3条 規程第6条に定める病気その他やむを得ない理由に該当するのは次の場合とする。

- (1) 学生本人が急な病気で受診した場合（受診の証明が必要：診断書、領収書、服薬説明書等）
- (2) 学生本人が入院した場合（確認できることが必要）
- (3) 公認欠席の場合（就職、進学のための受験、その他校長が認める事柄）
- (4) 公共交通機関が遮断された場合（遅延証明等）
- (5) 忌引の場合（証明できるものが必要：会葬礼状等）
- (6) 交通事故の場合（事故証明等）
- (7) その他、校長が認める場合

2 次の場合は、規程第6条に定める病気その他やむを得ない理由に該当しないものとする。

- (1) 家庭の事情、自己の都合、自己の不注意による場合  
(中間試験の追試験、再試験)

第4条 中間試験を行う場合には、規程第6条、第7条に定める追試験、再試験は実施しない。

附 則

この細則は、平成19年2月7日から施行する。